

子ども議会 議案第1号

基山町生活しやすい道路の整備と交通環境づくり条例の制定について

基山町生活しやすい道路の整備と交通環境づくり条例を次のように定める。

平成29年10月7日提出

基山町長 橋本 飛勇向

基山町子ども議会 条例第 号

基山町生活しやすい道路の整備と交通環境づくり条例

第1条 防犯用の街灯の設置を計画的に行う。今年度は、けやき台および基山駅周辺を行う。

第2条 カーブミラーの設置を計画的に行う。今年度は、9区・11区・けやき台を重点的に行う。

第3条 基山町内の危険箇所について、町民にアンケートを行い、アンケートをもとに交通安全対策町民会議(仮称)を定期的を開催し、対策について審議・提案する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

人口の減少や少子高齢化が進んでいることで、基山町の活力の低下や税収の減少、社会保障経費の負担の増大など、将来の町政に大きな影響がでることが予想されるからです。

また、豊かな自然と福岡市などの大都市に近く、交通が発達しているという良さを活かして、基山町の活性化を進めていきたいからです。